平成27年度 2つの給付金について



所得の低い方の負担を緩和します。

市町村民税が未申告の方 は、まずは申告の手続き をしてください。

対象者

予育て世帯 臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

対象者

平成27年度分の住民税が 課税されていない方

・課税されている方に扶養されて いる方、生活保護の受給者等は 対象外です。

受両 可 **%**ŧ 中学生以下の児童がいる 子育て世帯

・児童手当の「特例給付」の受給者 は対象外です。

※今年度は、どちらの要件にも該当する方は、2つの給付金を両方受け取ることができます。

臨時福祉給付金

- ●支 給 額 1人につき 6,000円
- ●基準日 平成27年1月1日

子育て世帯臨時特例給付金

- ●支 給 額 対象児童1人につき 3,000円
- ●基 準 日 平成27年5月31日
- ●対象児童 平成27年6月分の児童手当対象 となる児童

※いずれも基準日時点で申請者の住民票のある市区町村で申請手続きが必要です。

由 方 法 請

*** 対象者には、申請書類等をお送りします ***

●申 請 先 : 藤里町役場 町民課 ③窓□

●申請期間 : 平成27年9月1日(火)~ 12月28日(月)

●提出書類 : 申請書、該当者全員の本人確認書類(写)、振込口座が確認できる通帳等(写)

(運転免許証、保険証など)



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、 迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。



お問い合わせ先 藤里町役場 町民課 町民福祉係 2079-2113 (厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570-037-192)